

(別記1)



平成20年4月1日制定  
平成25年5月1日最終改定

## 認定証票の様式及び表示の方法

冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める冷凍食品認定工場で生産され、「冷凍食品の品質基準」、「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する「認定証」の様式及び表示の方法を次の通り定める。

### (一) 様式



認定証票の外周円の直径は15mm以上とし、「認定証」の文字は白抜きとすること。

### (二) 表示方法

- (1) 「認定証」と一括表示は、販売最小単位の包装面のなるべく近いところに一緒に印刷すること。若しくは、「認定証」と一括表示を一緒に印刷したラベルを、販売最小単位の包装面に貼付すること。
- (2) 「認定証」は文字が正確に読み取れるよう、擦れ等がないように印刷すること。
- (3) 「認定証」の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に「認定証」を貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも「認定証」を貼付する場合は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を同時に印刷または、同時に印刷したシールを貼ること。

### (三) 禁止事項

製品以外に「認定証」を使用することは禁止する。

(別記1)

旧

平成20年4月1日制定  
平成23年6月13日改定

### 認定証票の様式及び表示の方法

冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める「冷凍食品の品質基準」、「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する格付の認定証票の様式及び表示の方法を次の通り定める。

#### (一) 様式



#### (二) 表示の方法

- (1) 認定証票の表示は最小包装単位で、かつ、一括表示事項を印刷した容器もしくは包装の1個ごとに見易い箇所に証票に擦れ等がないように印刷すること。
- (2) 「認定証」の文字は白抜きとすること。
- (3) 円の外径は15mm以上とすること。
- (4) JASマークを印刷する場合は、JASマークの直径以下とすること。
- (5) 認定証票は品質表示基準で定める一括表示事項を付した単位毎に外箱、内包装等に合わせて表示すること。但し、一括表示が無い「通い箱等」に認定証票を表示することを禁ずるものではない。認定証票の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に認定証票を貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも認定証票を貼付する場合は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を記載すること。

#### (三) 表示の禁止事項等

- (1) 認定証票をラベル印刷し、容器もしくは包装の1個ごとに貼付してはならない。但し、一括表示事項と共に認定証票をラベル印刷し容器もしくは包装の1個ごとに貼付する場合を除く。また製品以外に認定証票を使用することは認めない。